П

毎週火・金曜日発行

8月26日 (火曜日)

十五条の四第三項、

又は第七十二条の三十九の四第三項」に改める

号までの規定中「第七十二条の三十八の二第十二項」を「第五十五条の二第三項、

第七十二条の三十八の二第十二

項

第七十二条の三十九の二第三項

第三十二条の四第三項又は第三十二条の五第三項」

に改め、

同項第五号から第七

第五

平成 20 年

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課): (健康増進課)

目

次

山口県税賦課徴収条例施行規則 の 部を改正する規則をここに公布する。

戍 二十年八月二十六日

口県 知 事 =井 関 成

山口県規則第六十三号

Щ

口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 山口県税賦課徴収条例施行規則 (昭和四十五年山口県規則第四十六号) の — 部を次の

三十九の二第二項、 第十条第四項中「法」 「の規定により」を「において」に改め、 第七十二条の三十九の四第二項」を加える。 の下に「第五十五条の二第三 「 含 む。 項、)」の下に「、 第五十五条の四第一 第七十二条の 項 _ を

中「第三十二条の三」 七十二条の三十九の二第二項又は第七十二条の三十九の四第二項」を加え、 」を加え、「の規定により」を「において」に改め、「含む。 |十三条第二項第三号中「法」の下に「第五十五条の二第二項、 を「第九条の九の八第二項、 第九条の九の九第二項、)」の下に「、 第五十五条の四第 同項第四号 第三十二条 第

改める。

別記第二十八号様式中

第16条第1項 第72条の38の 第72条の38の

22

能能

72

! 頃 ! 頃において準用す

る同条第

2

垣

8

を

おいて準用する同法第15条の3第1項第

巾

9

に

9

を

四 Ø 「 第15条の3第1項第号 第15条の6第1項第号 第55条の2第4項 第55条の2第4項 地方税法第55条の4第4項 地方税法第72条の38の2第9項 第72条の38の2第12項に 第72条の39の2第4項 第72条の39の4第4項 第72条の39の4第4項 の三十九の二第四項若しくは第七十二条の三十九の四第四項若しくは」 に 「 第15条の3第1項第 地方税法第15条の6第1項第 地方税法第72条の38の2第9項 第72条の38の2第12項に 山口県税賦課徴収条例第47条の2 別記第一 は Ш Ш 人の県民税の徴収の猶予を取り消し、 別記第二十一 ЭН 二十四条の二の見出し中「法人」の下に「の県民税又は法人」を加え、 法」の下に「第五十五条の二第四項若しくは第五十五条の四第四項の規定により J 一十四号様式中 併 に改める。 年 号樣式中 田 田 Ш · 第 15 ; 第72条(な σí Ш 第55条の2第1月 5地方税法第55条の4第1月 5地方税法第72条の39の2第 第72条の39の4第 から 雪雪 において準用す 2 無 第 9 8 9 8 9 心心 又は法」を加え、「又は」 2 紦 年 頂頂 る同法第15条の3 8 田 を 頂頂箫箫 「第15条第 項第55条の2第1項第55条の4第1項第55条の4第1項第72条の38の2第第72条の39の2第1第72条の39の4第1 耳耳 Ш ЭН に規定す Ŋ を「、 紦 1項第 に改める。 併 6)/ 法第七十二条 田 回 目を経過 巾 ഥ 同条中

昌

を

٩

頂頂頂

第153号様式(その2)(第57条関係)

(対象鳥獣捕獲員等用)

狩 猟 税 申 告 書

年 月 日

県税事務所長 様

(FI)

番)

職業 世帯主 との続柄

年 月 日生

(電話 局

山口県税賦課徴収条例第132条第1項の規定により、下記のとおり

Ш

年度の狩猟税について申告します。

記

狩猟者の登録の区分	狩猟者の登録に係 る狩猟免許の種別	当該年度の県民税 の所得割額の有無	税額の 区 分	税額	
1 対象鳥獣捕獲員に係るもの	第一種銃猟	有・無	1号	8,200円	
		無	2号	5,500円	
	網猟又はわな猟	有・無	3号	4,100円	
		無	4号	2,700円	山口県収入証
	第二種銃猟		5号	2,700円	紙はり付け欄
2 1の狩猟者の登録(以下「軽減税率 適用登録」という。)を受けていた場合 が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合民 おいて、その者が当該軽減税率適用登 録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟 免許について当該軽減税率適用効期間の 有効期間の範囲内の期間を自効期間 する狩猟者の登録を受けるときにおけ	第一種銃猟	有・無	1号	8,200円	(納税済印押印欄)
		無	2号	5,500円	
	網猟又はわな猟	有・無	3号	4,100円	
		無	4号	2,700円	
るもの	第二種銃猟		5号	2,700円	
上記の者は、年度の県民税の所得割額の納付を要しない者であることを証明します。					
年 月 日					
			市町長		印
税額確認年月日 年	月 日	取 扱 者			

- 注 1 税額の区分は、次によります。
 - (1) 1号 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で次に掲げるもの
 - ア 当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者
 - イ 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象 配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)
 - (2) 2号 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、1号に該当する者以外のもの
 - (3) 3号 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で次に掲げるもの
 - ア 当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者
 - イ 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、当該年度の県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象 配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)
 - (4) 4号 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、3号に該当する者以外のもの
 - (5) 5号 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者
 - 2 「狩猟者の登録に係る狩猟免許の種別」欄、「当該年度の県民税の所得割額の有無」欄及び「税額の区分」欄は、該当するものを で囲んでください。
 - 3 「税額の区分」欄中2号又は4号に該当する者は、住所地を管轄する市町長の当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者である旨の証明を受けてください。
 - 4 収入証紙は、消印しないでください。
 - 5 印欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

=

口

Щ

-56) 布する。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公

この規則は、

公布の日から施行する。

附

平成二十年八月二十六日

山口県知事 = 井 関

成

山口県規則第六十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和六十三年山口県規則第三十

二号)の一部を次のように改正する。

等」に改める。 れ」を「未成年後見人に選任され、又は同法第八百四十三条第一項から第三項までの規 第六条第二項第一号中「第八百四十一条」を「第八百四十条」に、「後見人に選任さ 第五条中「精神病院又は」を「精神科病院又は」に、「精神病院等」を「精神科病院 第三条中「精神病院 (精神病院以外」を「精神科病院 (精神科病院以外」に改める。

第七条第三項に次の一号を加える。

定により成年後見人に選任され」に改める。

関する法律 (平成六年法律第三十号) による支援給付を受けている場合にあつて は、これを証する書類 納入義務者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に

中「精神病院」を「精神科病院」に改める。 第十二条第一項中「第三十三条第四項」を「第三十三条第七項」 に改め、 同条第二項

第十八条中「精神病院」を「精神科病院」に改める

第十四条中「第三十三条の四第二項」を「第三十三条の四第五項」

に改める。

第十九条第二項中「精神病院等」を「精神科病院等」に改める。

月報」に改める。 第二十条中「精神病院の」を「精神科病院の」に、 「精神病院月報」 を「精神科病院

第二十一条から第二十四条までを削る。

第二十五条第三項第二号中「精神病院」を「精神科病院」に改め、 同条を第二十一

平成二十年八月二十六日発行平成二十年八月二十六日印刷

発発 行行 人所

山山

別表中「1,500,000田」を「1,470,000田」 ľ 「1,500,001田」を「1,470,001田」

> 年後見人に選任され」に改める。 や「未成年後見人に選任され、又は同法第843条第1項から第3項までの規定により成 び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている」に改める。 改め、同表の備考2中「を受けている」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及 別記第五号様式の添付書類1中「※841※」を「※840※」に、「 ※児人に避任みれ」

別記第六号様式の添付書類に次のように加える

別記第十一号様式中「※33※※45点」を「※33※※75点」に改める。 律による支援給付を受けている場合にあつては、これを証する書類 納入義務者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法

別記第二十三号様式中「譱袖漸窮汨揌」を「譱袖型漸窮汨揌」に改める。 別記第十八号様式中「楍畄弥院」を「楍畄之弥院」に改める。 別記第十四号様式中「第33条の4第2頃」を「第33条の4第5頃」 に改める。

別記第二十四号様式から別記第二十七号様式までを削る。

条第二項の徴収金から適用する。 律施行細則別表 (備考を除く。) の規定は、公布の日の属する月の翌月分の同規則第七 この規則は、公布の日から施行し、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法

に